

就農準備資金の交付要件【令和7年度】

交付対象者は、次の1～8のすべてを満たすことが必要

- 1 就農予定時の年齢が原則50歳未満であり、次世代を担う農業者になることについて強い意欲を有していること。
- 2 独立・自営就農、雇用就農、親元就農のいずれかを目指すこと。

- ・親元就農を目指す者については、親元就農後5年以内に経営を継承するか、又は親元が経営する農業法人の共同経営者になるか、又は独立・自営就農すること。（親元とは三親等以内の親族で、独立・自営就農場合、下記の要件を満たすこと）
 - ・独立・自営就農を目指す者については、就農後5年以内に青年等就農計画の認定を受け認定新規就農者になること、又は経営改善計画の認定を受け認定農業者になること。
 - ・雇用就農を目指す者については、研修終了後、1年以内に正社員として期間の定めのない雇用契約を締結する、又は通算5年以上の雇用契約を締結すること。ただし、交付対象者が独立自営することを前提として雇用就農を行う場合は、就農後5年以内に独立・自営就農する、又は法人の共同経営者となること
- 3 研修計画が以下の基準に適合していること。
県立農業大学校、県が認めた研修機関・農業法人等で概ね1年以上（1年につき概ね1,200時間以上）研修すること。
- 4 常勤の雇用契約を締結していないこと。
- 5 原則、前年の世帯（親子及び配偶者の範囲）所得が600万円以下であること。
- 6 研修中の怪我等に備えて傷害保険に加入すること。
- 7 生活保護、雇用保険制度、求職者支援制度など、生活費を支給する国の他の事業と重複受給でないこと。また、過去に「本事業」、「農業次世代人材投資事業」、「新規就農促進研修支援事業」、「就農準備支援事業」、「就農準備・経営開始支援事業」の研修計画の承認及び交付を受けていないこと。
- 8 原則、交付期間中に、農業経営力の向上に資する研修を受講し、修了すること。

返 還

以下のいずれかに該当した場合は資金を返還

- 1 適切な研修を行っていない場合
・県が、研修計画に即して必要な技能を習得することができないと判断
- 2 研修終了後※1年以内に原則50歳未満で就農※をしなかった場合
※準備資金の研修の終了後、更に研修を続ける場合（原則2年以内で準備準備資金の交付対象となる研修に準ずるもの）は、その研修終了後。
※就農とは、独立・自営就農、雇用就農、親元就農のいずれか
- 3 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、独立・自営就農又は雇用就農を継続しない場合
- 4 親元就農者が、就農後5年以内に経営継承しなかった場合、親元が経営する農業法人共同経営者にならなかった場合、又は独立・自営就農を目指す者と同じ要件を満たさなかった場合
- 5 独立・自営就農を目指す者について、就農後5年以内に認定新規就農者又は認定農業者にならなかった場合
- 6 交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間、就農状況報告、就農報告、住所変更届け等、必要な報告を定められた期間内に行わなかった場合
- 7 虚偽の申請等を行った場合